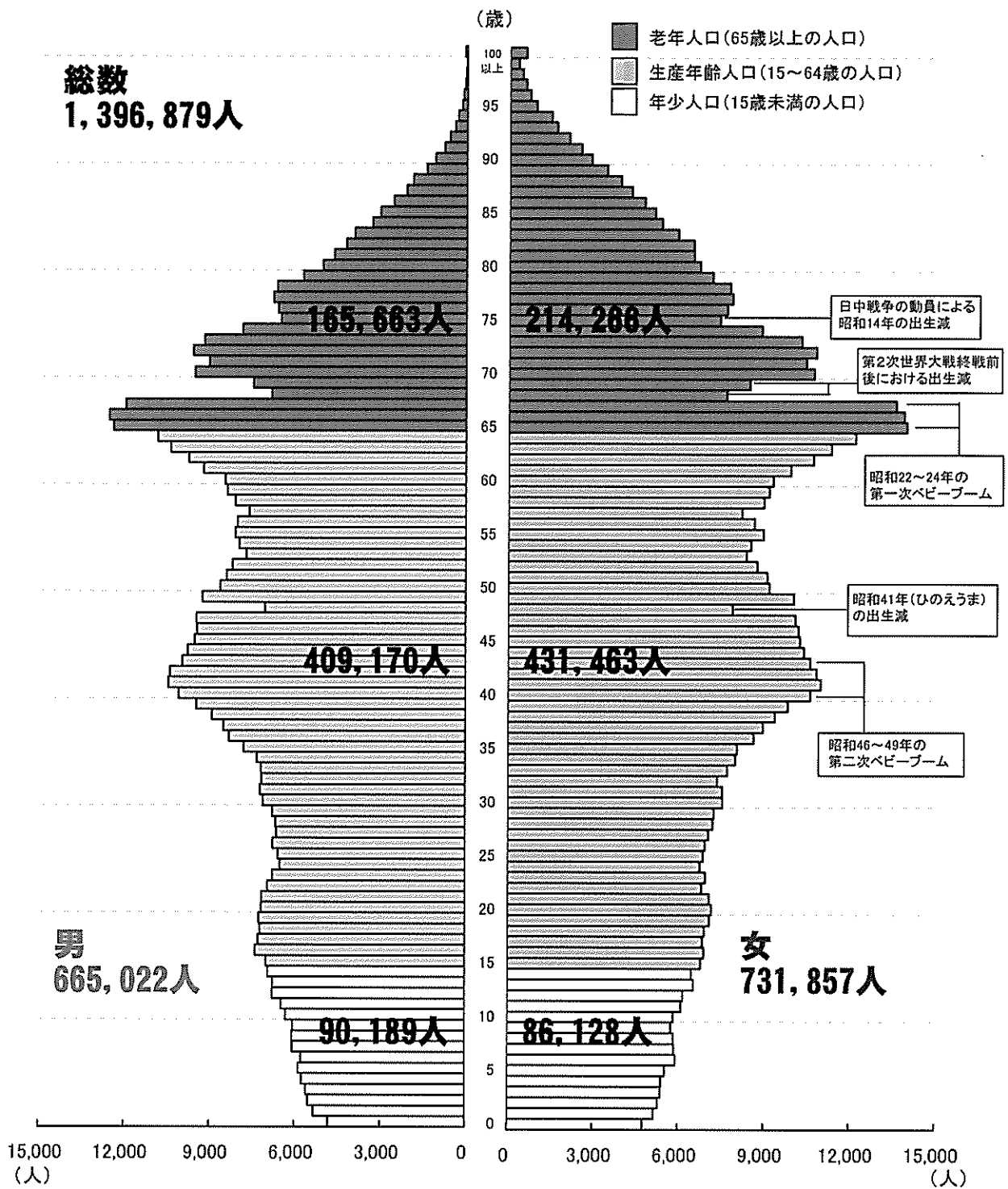


関連資料

関連資料（目次）

図表 1	奈良県の人口ピラミッド	105
図表 2	地域別要介護認定者数の推移	106
図表 3	自身に介護が必要になったときに希望する介護	108
図表 4	家事に対する将来の不安	109
図表 5	高齢者が暮らしやすいまちをつくるため行政が重点的に取り組むべき事項	110
図表 6	若年者自身が不安を感じていること	111
図表 7	一般高齢者自身が不安を感じていること	112
図表 8	要介護認定者自身が不安を感じていること	113
図表 9	介護サービス従事者が介護の仕事をするうえでの悩みや不安	114
図表 10	介護サービス従事者の就労環境改善に必要だと思うこと	115
図表 11	サービス事業所が職員定着のために行っている取り組み	116

図表1 奈良県の人口ピラミッド



..[住民基本台帳に基づく奈良県年齢別人口（奈良県統計課・平成26年10月1日現在）]..

図表2 地域別要介護認定者数の推移

地域		平成12年度	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成25年度	
県合計	前期	要支援1			1,118	1,098	1,267	1,370
		要支援2	555	1,377	1,284	1,318	1,477	1,520
		経過的要介護	—	—	1	—	—	—
		要介護1	1,176	2,591	1,238	995	1,182	1,270
		要介護2	975	1,191	1,356	1,392	1,471	1,499
		要介護3	684	863	1,076	1,028	917	1,017
		要介護4	638	677	694	704	721	777
		要介護5	560	594	595	621	627	645
		合計	4,588	7,293	7,362	7,156	7,662	8,098
	認定率	3.2%	4.8%	4.5%	4.0%	4.1%	4.1%	
	後期	要支援1	2,301	5,673	5,586	5,701	7,371	7,588
		要支援2	—	—	5,824	7,596	8,988	9,458
		経過的要介護	—	—	6	—	—	—
		要介護1	5,380	11,919	7,589	6,903	8,876	9,511
		要介護2	4,362	5,502	7,034	7,943	9,557	10,251
		要介護3	3,417	4,536	6,297	6,968	7,265	7,694
		要介護4	3,347	4,187	4,614	5,414	6,207	6,552
		要介護5	2,514	3,327	3,501	4,180	4,728	4,742
		合計	21,321	35,144	40,451	44,705	52,992	55,796
	認定率	21.8%	30.8%	30.9%	30.3%	32.0%	32.8%	
	第2号	要支援1	33	104	121	128	146	150
		要支援2	—	—	210	250	252	227
		経過的要介護	—	—	0	—	—	—
		要介護1	154	422	233	201	211	188
		要介護2	206	307	347	335	379	361
		要介護3	184	235	302	264	226	227
		要介護4	147	196	195	201	199	202
要介護5		179	210	186	185	220	193	
合計		903	1,474	1,594	1,564	1,633	1,548	
認定者数	26,812	43,911	49,407	53,425	62,287	65,442		
認定率	11.2%	16.5%	16.8%	16.3%	17.7%	17.9%		
奈良・西和	前期	要支援1			517	493	602	698
		要支援2	249	626	609	627	728	758
		経過的要介護	—	—	1	—	—	—
		要介護1	535	1,133	457	424	624	700
		要介護2	426	513	669	691	784	784
		要介護3	324	368	520	496	458	525
		要介護4	266	296	337	379	351	391
		要介護5	226	223	277	330	335	339
		合計	2,026	3,159	3,387	3,440	3,882	4,195
	認定率	3.0%	4.2%	4.1%	3.7%	4.0%	4.1%	
	後期	要支援1	1,135	2,883	2,824	2,631	3,500	3,822
		要支援2	—	—	2,772	3,509	4,526	4,685
		経過的要介護	—	—	1	—	—	—
		要介護1	2,517	5,244	2,965	3,118	4,565	5,090
		要介護2	2,068	2,531	3,404	3,939	4,886	5,274
		要介護3	1,568	2,049	3,065	3,320	3,454	3,667
		要介護4	1,517	1,875	2,201	2,664	3,001	3,125
		要介護5	1,142	1,392	1,562	1,979	2,311	2,299
		合計	9,947	15,974	18,794	21,160	26,243	27,962
	認定率	22.1%	30.2%	30.5%	29.8%	32.3%	33.2%	
	第2号	要支援1	12	57	53	49	64	69
		要支援2	—	—	93	103	104	92
		経過的要介護	—	—	0	—	—	—
		要介護1	67	169	85	85	104	94
		要介護2	95	149	173	166	177	172
		要介護3	76	115	157	134	106	103
		要介護4	68	85	98	104	96	100
要介護5		77	90	83	92	122	101	
合計		395	665	742	733	773	731	
認定者数	12,368	19,798	22,923	25,333	30,898	32,888		
認定率	10.9%	15.5%	15.9%	15.4%	17.2%	17.5%		

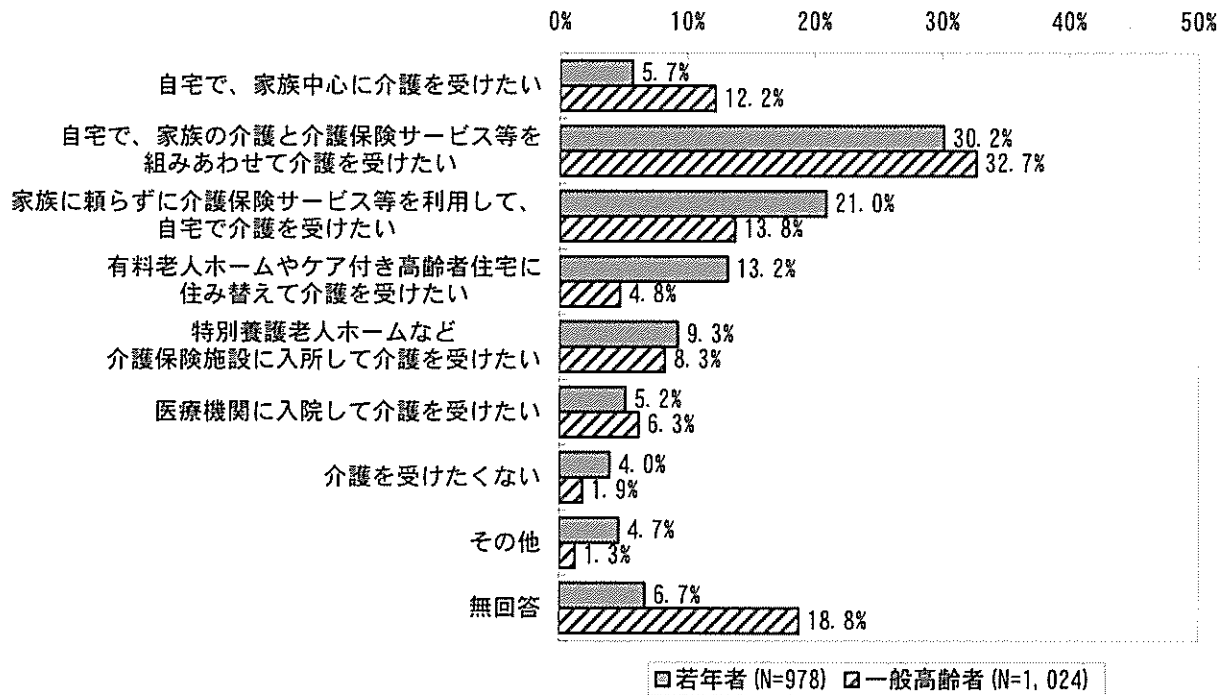
[介護保険事業状況報告...(各年度3月末)]

地域		平成12年度	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成25年度	
東和 ・ 中和	前期	要支援1		534	558	605	613	
		要支援2	266	641	555	604	666	681
		経過的要介護	—	—	0	—	—	—
		要介護1	529	1,208	611	447	431	462
		要介護2	455	560	549	552	580	602
		要介護3	294	407	447	444	384	427
		要介護4	298	302	284	263	310	319
		要介護5	258	299	245	226	239	265
		合計	2,100	3,417	3,225	3,094	3,215	3,369
	認定率	3.5%	5.4%	4.7%	4.1%	4.2%	4.2%	
	後期	要支援1			2,368	2,729	3,353	3,198
		要支援2	977	2,316	2,466	3,350	3,681	4,017
		経過的要介護	—	—	4	—	—	—
		要介護1	2,308	5,439	3,577	2,989	3,298	3,364
		要介護2	1,886	2,437	2,855	2,964	3,648	3,947
		要介護3	1,499	2,030	2,582	2,896	3,066	3,245
		要介護4	1,479	1,818	1,864	2,100	2,568	2,753
		要介護5	1,131	1,465	1,501	1,699	1,930	1,947
		合計	9,280	15,505	17,217	18,727	21,544	22,471
	認定率	21.9%	31.9%	31.1%	30.3%	31.3%	31.9%	
	第2号	要支援1			65	72	73	69
要支援2		21	44	104	137	130	122	
経過的要介護		—	—	0	—	—	—	
要介護1		80	220	126	91	86	79	
要介護2		95	137	151	139	174	159	
要介護3		88	101	120	103	101	104	
要介護4		68	93	78	77	88	84	
要介護5		85	105	87	72	85	82	
合計		437	700	731	691	737	699	
認定者数	11,817	19,622	21,173	22,512	25,496	26,539		
認定率	11.6%	17.5%	17.2%	16.5%	17.5%	17.5%		
南和	前期	要支援1			67	47	60	59
		要支援2	40	110	120	87	83	81
		経過的要介護	—	—	0	—	—	—
		要介護1	112	250	170	124	127	108
		要介護2	94	118	138	149	107	113
		要介護3	66	88	109	88	75	65
		要介護4	74	79	73	62	60	67
		要介護5	76	72	73	65	53	41
		合計	462	717	750	622	565	534
	認定率	3.3%	5.2%	5.9%	5.1%	5.1%	4.7%	
	後期	要支援1			394	341	518	568
		要支援2	189	474	586	737	781	756
		経過的要介護	—	—	1	—	—	—
		要介護1	555	1,236	1,047	796	1,013	1,057
		要介護2	408	534	775	1,040	1,023	1,030
		要介護3	350	457	650	752	745	782
		要介護4	351	494	549	650	638	674
		要介護5	241	470	438	502	487	496
		合計	2,094	3,665	4,440	4,818	5,205	5,363
	認定率	19.9%	29.5%	32.2%	32.5%	33.9%	34.9%	
	第2号	要支援1			3	7	9	12
要支援2		0	3	13	10	18	13	
経過的要介護		—	—	0	—	—	—	
要介護1		7	33	22	25	21	15	
要介護2		16	21	23	30	28	30	
要介護3		20	19	25	27	19	20	
要介護4		11	18	19	20	15	18	
要介護5		17	15	16	21	13	10	
合計		71	109	121	140	123	118	
認定者数	2,627	4,491	5,311	5,580	5,893	6,015		
認定率	10.7%	17.2%	20.0%	20.7%	22.2%	22.5%		

※平成12年度・平成15年度の要支援1・要支援2の欄の人数は要支援の人数。

■ 2 在宅医療・介護連携の推進

図表3 自身に介護が必要になったときに希望する介護

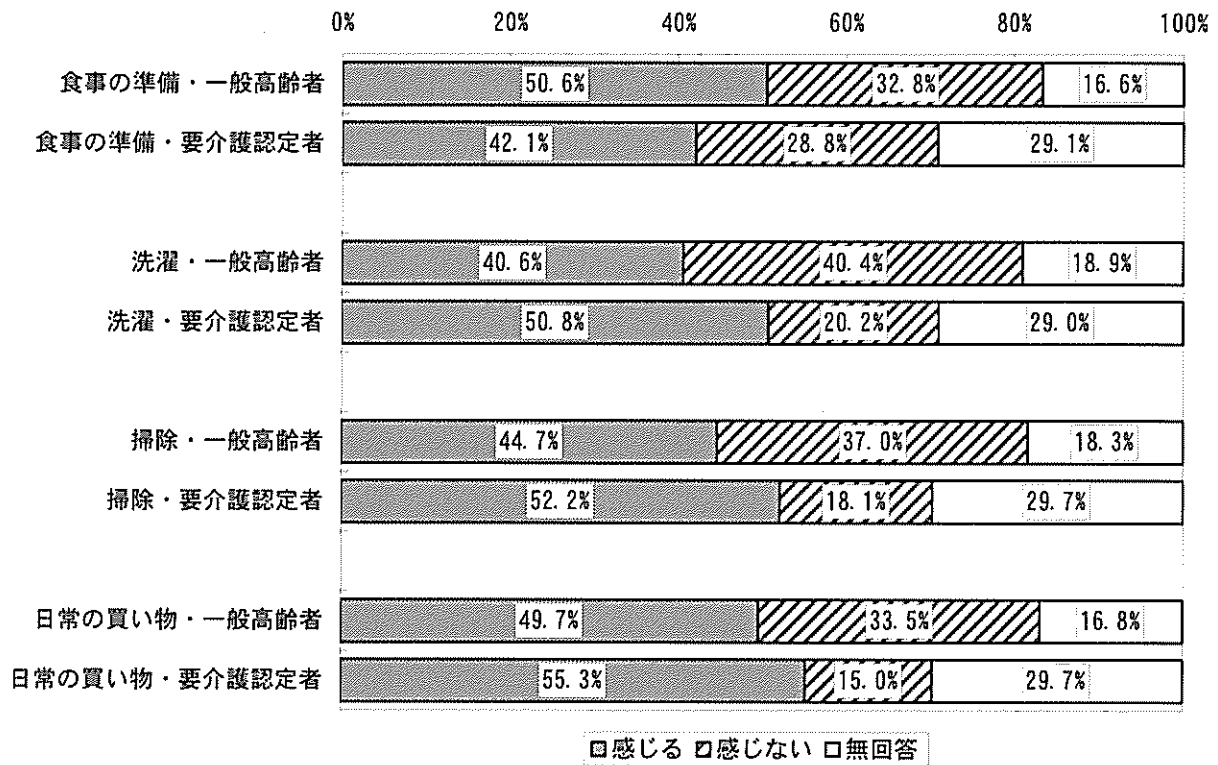


[県民調査結果報告書 図表 638]

■ 4 生活支援サービスの充実

図表 4 家事に対する将来の不安

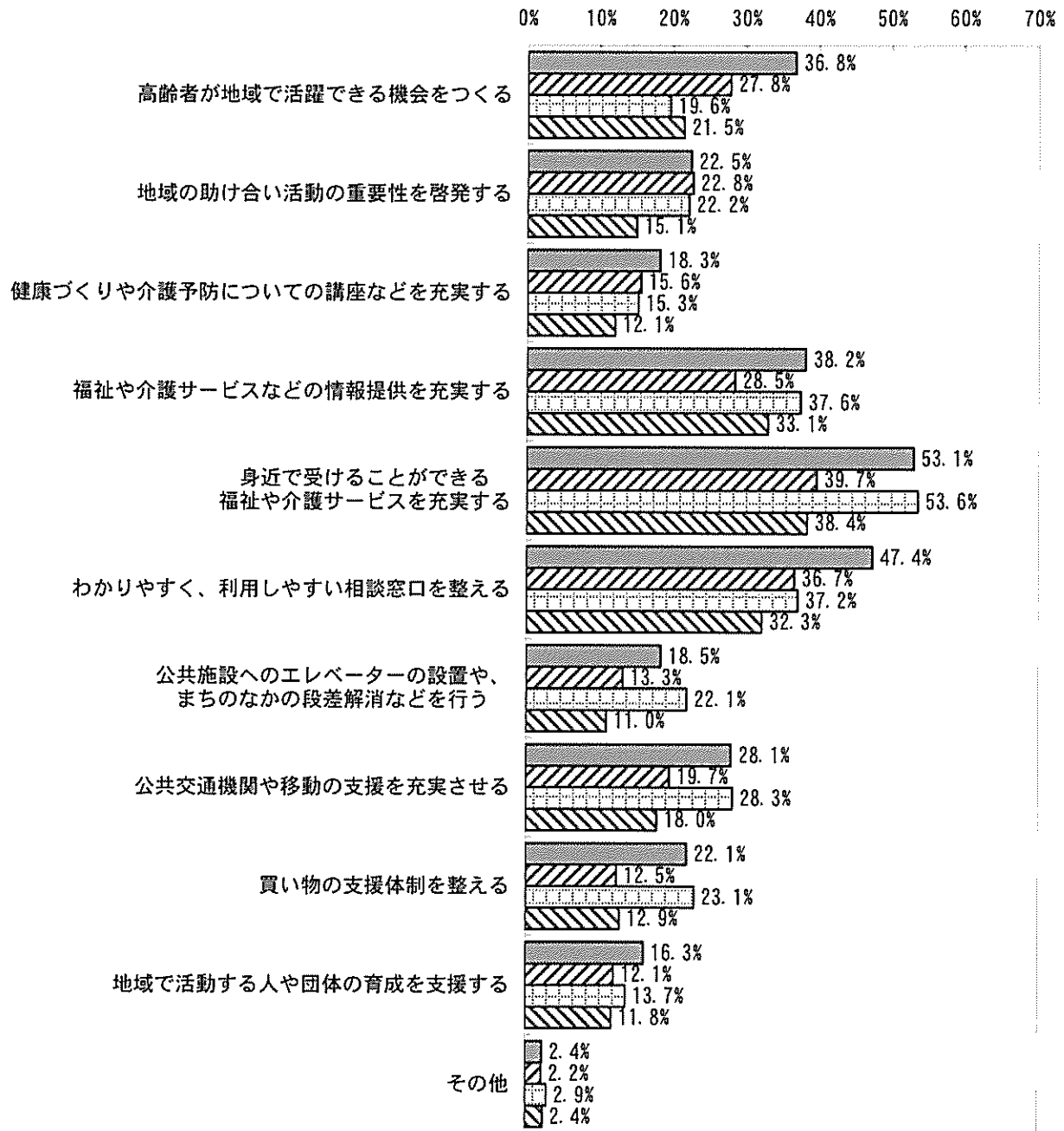
一般高齢者 (N=1,024) 要介護認定者 (N=852)



「県民調査結果報告書 図表 600」

■ 6 暮らしやすい住まいづくり・まちづくりの推進

図表5 高齢者が暮らしやすいまちをつくるため行政が重点的に取り組むべき事項
(複数回答)

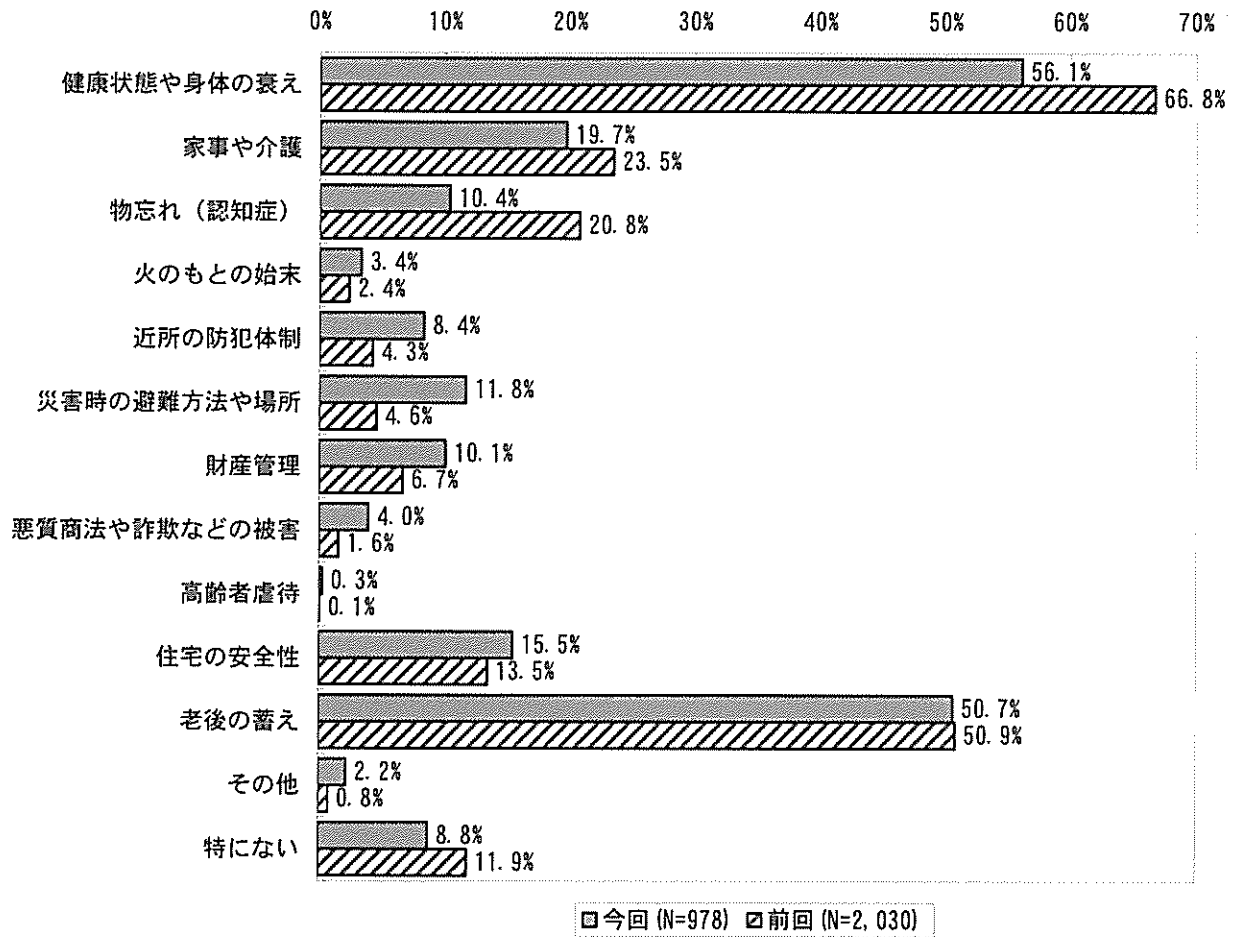


□若年者 (N=978) □一般高齢者 (N=1,024) □要介護認定者 (N=852) □施設入所者の家族 (N=372)

[県民調査結果報告書 23 ページ図表]

■ 6 暮らしやすい住まいづくり・まちづくりの推進

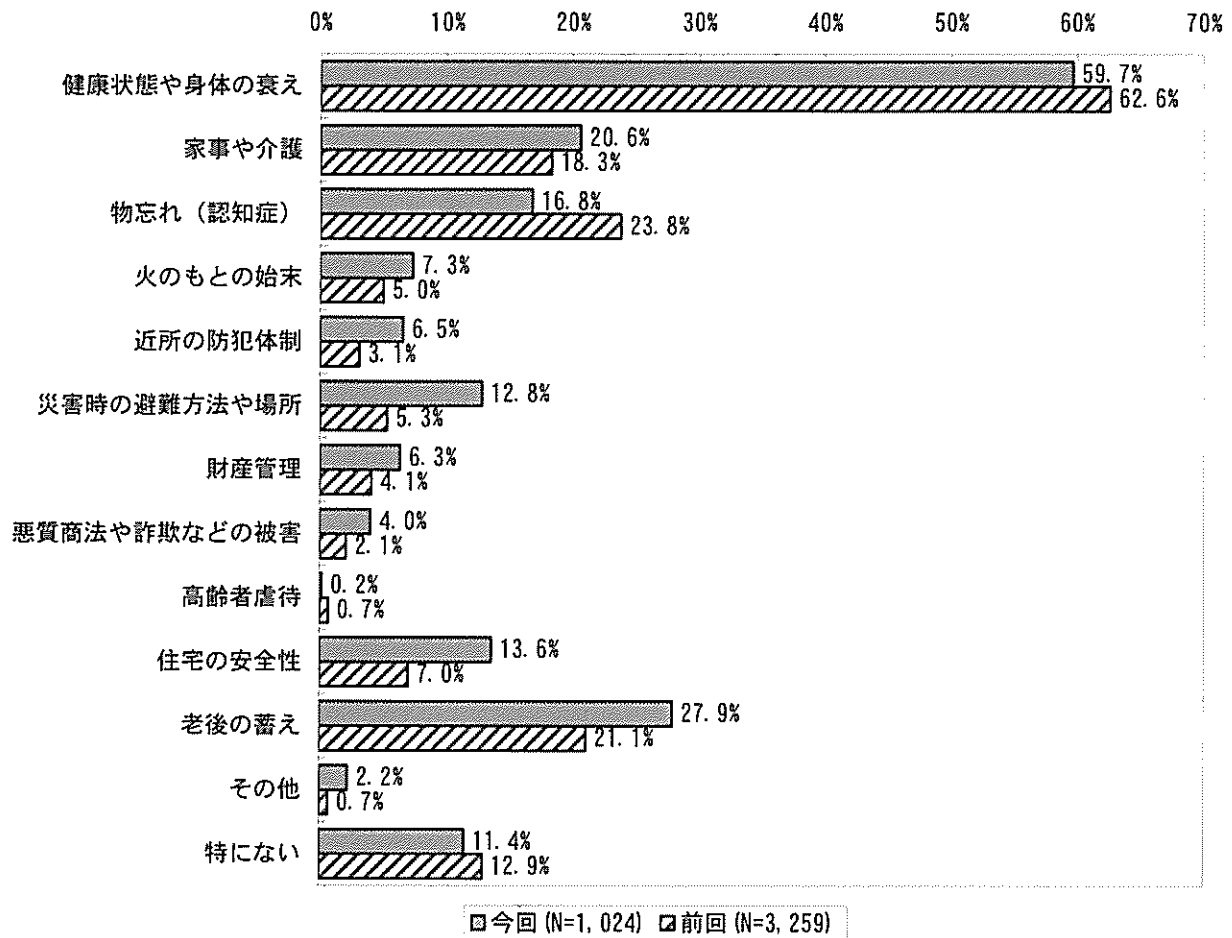
図表 6 若年者自身が不安を感じていること（3つまで複数回答）



[県民調査結果報告書 図表 58]

■ 6 暮らしやすい住まいづくり・まちづくりの推進

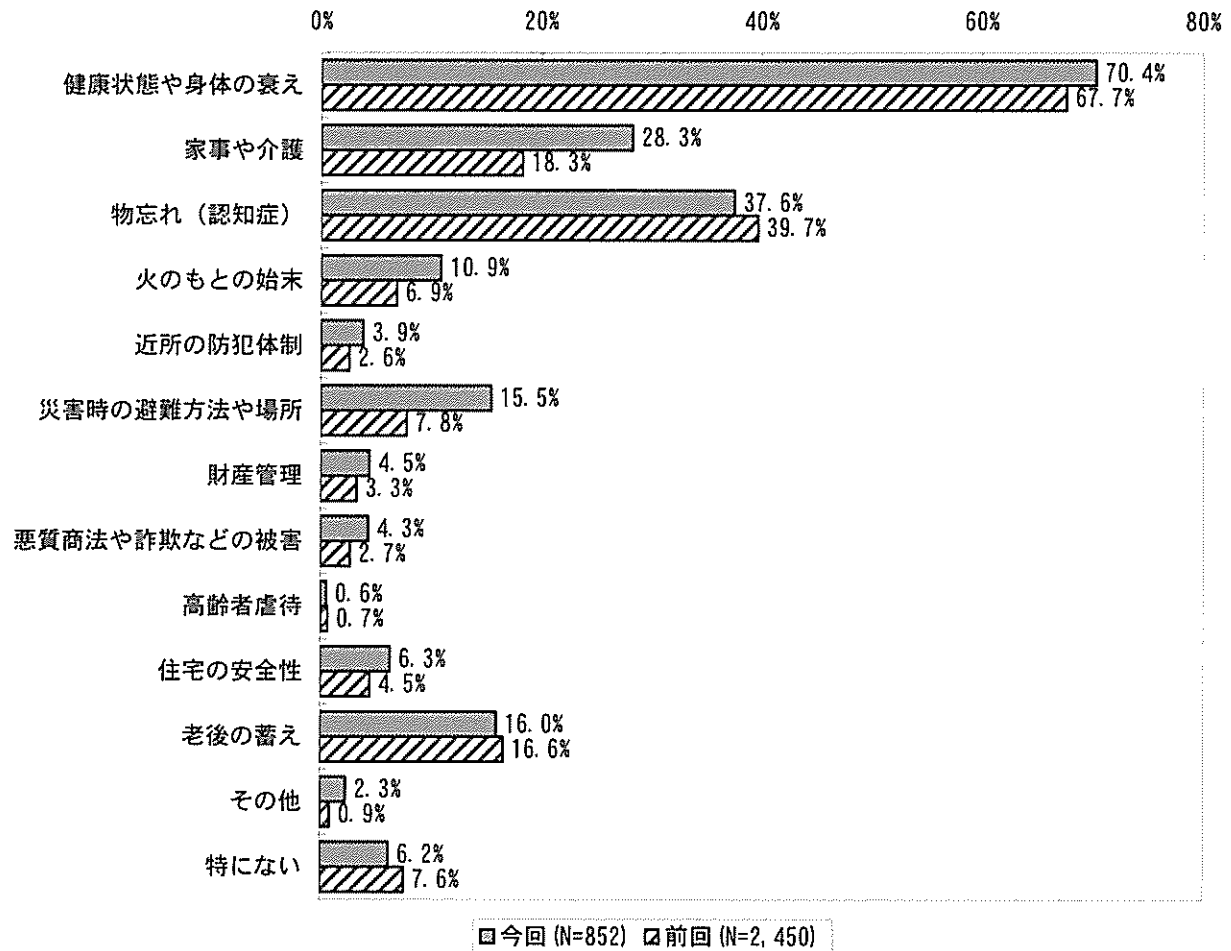
図表7 一般高齢者自身が不安を感じていること（3つまで複数回答）



[県民調査結果報告書 図表 162]

■ 6 暮らしやすい住まいづくり・まちづくりの推進

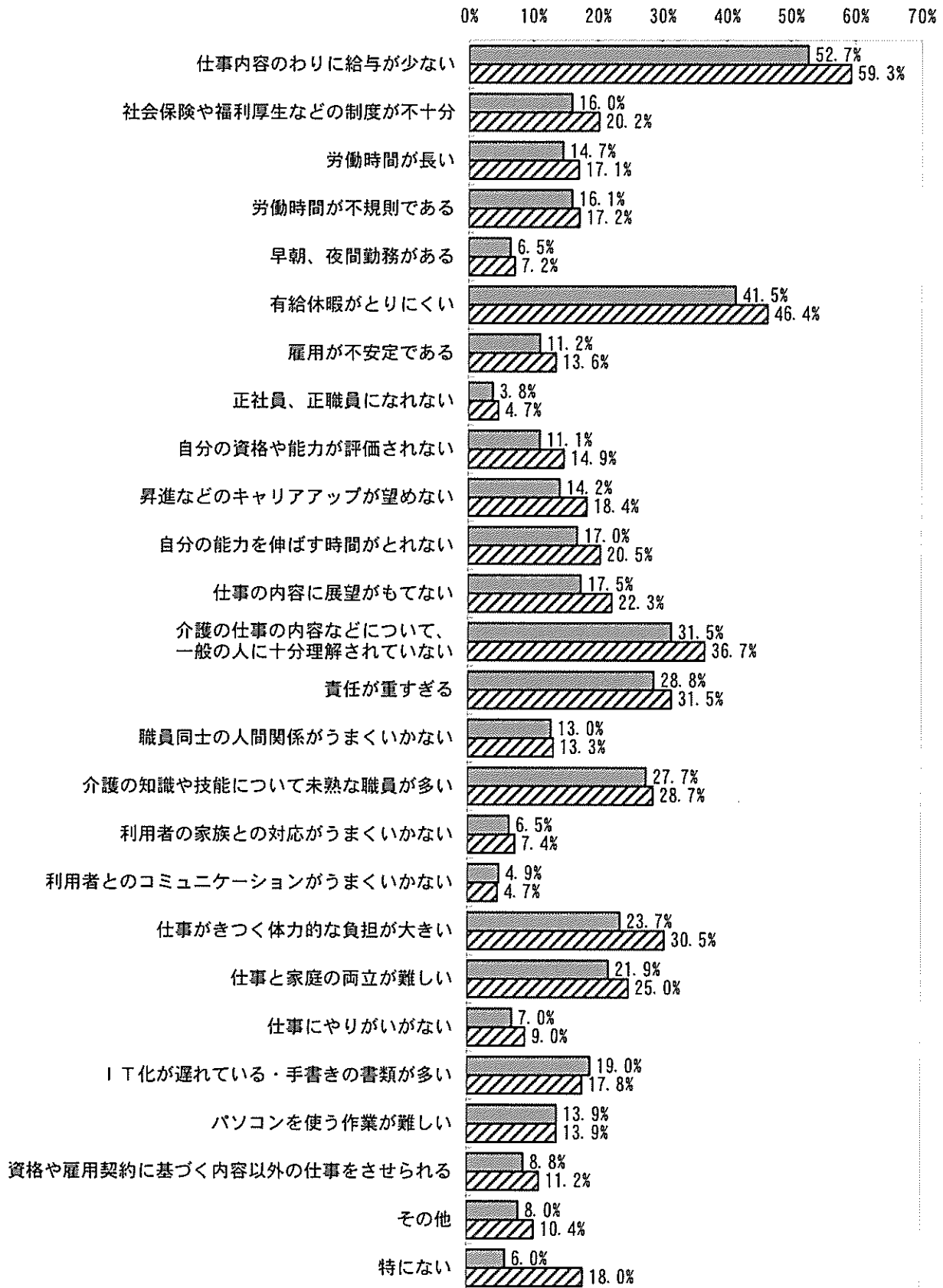
図表 8 要介護認定者自身が不安を感じていること（3つまで複数回答）



[県民調査結果報告書 図表 260]

■ 7 介護人材の確保、魅力ある介護職場づくり

図表 9 介護サービス従事者が介護の仕事をするうえでの悩みや不安（複数回答）

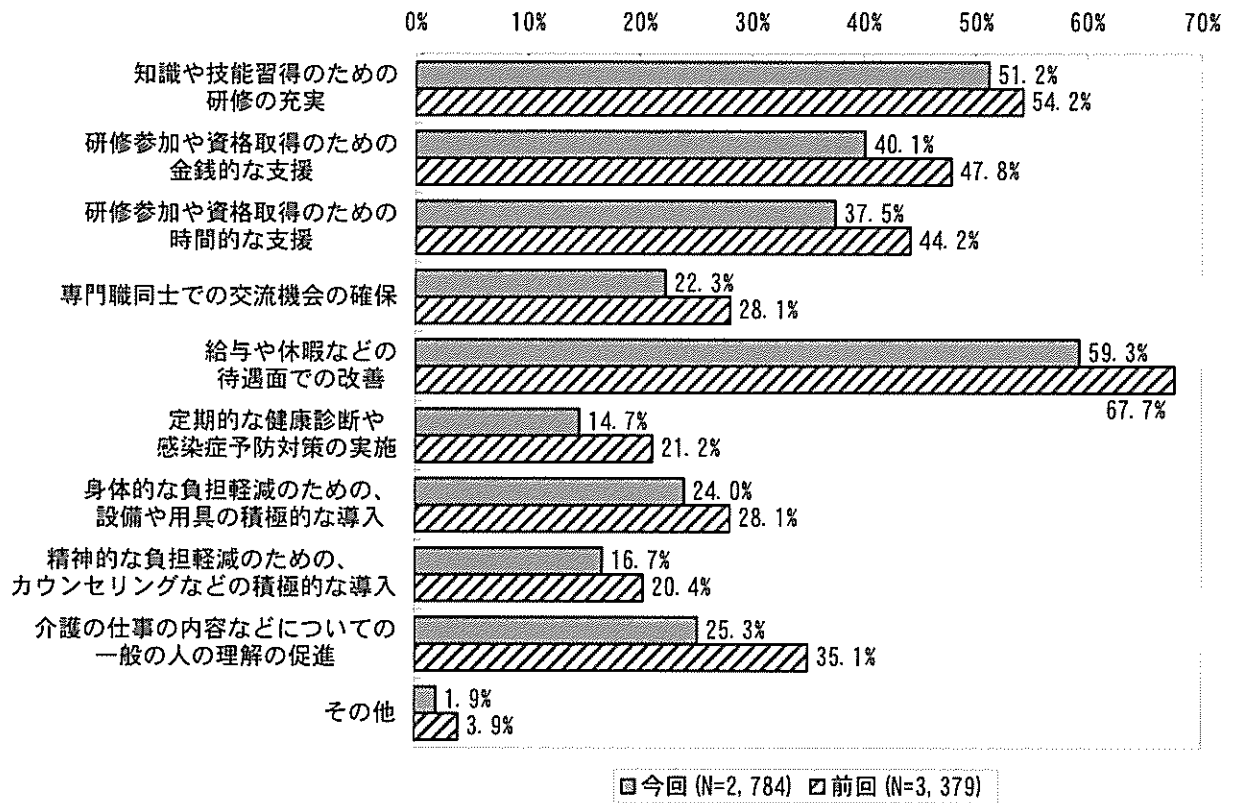


[県民調査結果報告書 図表 464]

■ 今回 (N=2,784) □ 前回 (N=3,379)

■ 7 介護人材の確保、魅力ある介護職場づくり

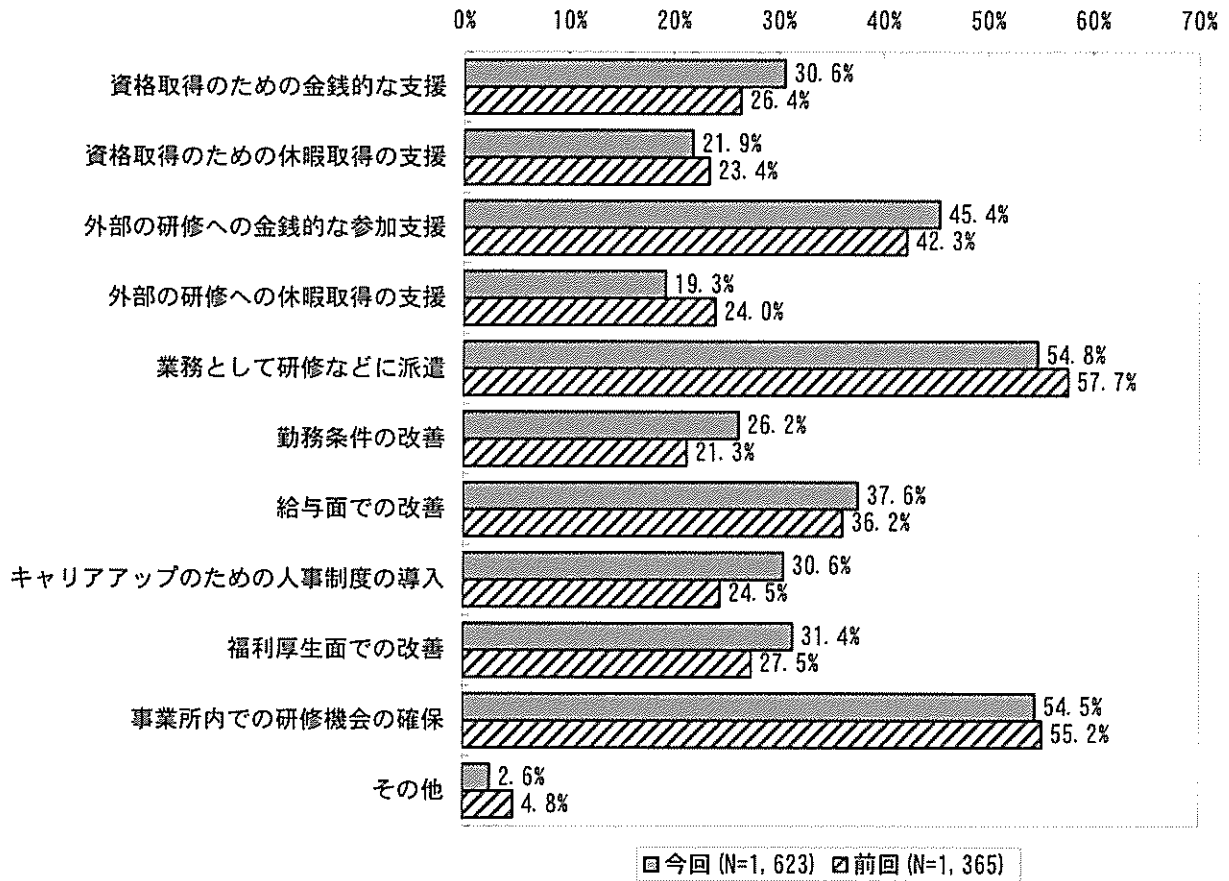
図表10 介護サービス従事者の就労環境改善に必要なと思うこと（複数回答）



[県民調査結果報告書 図表 474]

■ 7 介護人材の確保、魅力ある介護職場づくり

図表11 サービス事業所が職員定着のために行っている取り組み（複数回答）



[県民調査結果報告書 図表 396]

策定委員会 設置規定・委員名簿

○奈良県附属機関に関する条例（抜粋）

昭和二十八年三月三十一日

奈良県条例第四号

奈良県附属機関に関する条例をここに公布する。

奈良県附属機関に関する条例

第一条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項及び第二百二条の三第一項の規定により、県が設置する附属機関は、別表のとおりとする。

第二条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、県が設置する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

別表（第一条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項
知事	奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会	奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画に関する重要事項についての審議に関する事務

○奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第四十号

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則をここに公布する。

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 保健、医療又は福祉の関係団体を代表する者
- 三 県議会の議員
- 四 県の区域内の地方公共団体を代表する者
- 五 住民を代表する者

(任期)

第三条 委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(専門委員)

第六条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員以外の者の出席)

第七条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、健康福祉部長寿社会課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画
策定委員会委員名簿

氏 名		所属名・役職名等
委員長	狭 間 香代子	関西大学人間健康学部教授
委員長代理	原 健 二	一般社団法人奈良県医師会理事
委 員	今 村 知 明	公立大学法人奈良県立医科大学教授
委 員	上 田 清	市長会代表（大和郡山市長）
委 員	上 野 町 子	公募
委 員	栗 山 忠 昭	町村会代表（川上村長）
委 員	塩 崎 万規子	奈良県老人福祉施設協議会副会長
委 員	田 原 眞 知	公募
委 員	田 端 鈴 子	一般社団法人奈良県訪問看護ステーション協議会常任理事
委 員	西 田 一 美	日本労働組合総連合会奈良県連合会執行委員
委 員	林 芳 繁	奈良県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長
委 員	畠 真夕美	奈良県議会厚生委員会委員長
委 員	平 井 基 陽	奈良県老人保健施設協議会会長
委 員	増 田 信 一	一般社団法人奈良県歯科医師会副会長
委 員	藪 内 悦 子	一般財団法人奈良県老人クラブ連合会副会長

<任期>H26. 4. 1 から H27. 3. 31 まで

(敬称略)

※藪内委員は、H26. 5. 21 から H27. 3. 31 まで

畠 委員は、H26. 8. 1 から H27. 3. 31 まで

奈良県高齢者福祉計画及び第6期奈良県介護保険事業支援計画

発行：奈良県健康福祉部長寿社会課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 電話0742-22-1101（代表）